

## 第10章 外資規制業種

外国投資法には、外資参入禁止業種や出資比率規制業種等が定められている。以下に規制対象となる主な業種分類や該当業種を紹介する。

また規制業種以外でも、既存企業の資本金に 49%を超えて外資が参加し、その会社の資産総額が、外資委員会が規定する基準金額を上回る場合、外資委員会の事前承認が必要となる点には留意が必要である。なお、2023 年 11 月時点の基準金額は、249 億 7,986 万 2,979.30 ペソ（2023 年 10 月 27 日官報公示国家外資委員会決定、翌日より施行）である。

### 1. 外国投資が禁止されている業種

外国投資が禁止されている業種は、図表 10-1 のとおりである。禁止業種の種類としては、「メキシコ国家に留保される業種」及び「メキシコ人または会社定款に『外国人排除条項』を定めるメキシコの法人に留保される業種」が存在する。

図表 10-1 外国投資が禁止されている業種

規制業種分類	該当業種
メキシコ国家に留保される規制業種 (外資法第 5 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 憲法 27 条第 7 パラグラフ及び 28 条第 4 パラグラフ、並びにそれぞれの施行法（炭化水素法）が規定する石油及びその他の炭化水素の探査と採掘</li> <li>• 憲法 27 条第 6 パラグラフ及び 28 条第 4 パラグラフ並びに電気事業法が規定する国家の電力系統の計画・管理・（公共サービスとしての）送配電</li> <li>• 原子力エネルギー発電</li> <li>• 放射性鉱物</li> <li>• 電報サービス</li> <li>• 無線電信サービス</li> <li>• 郵便サービス</li> <li>• 紙幣発行</li> <li>• 貨幣製造</li> <li>• 港湾・空港・ヘリポートの管制・管理・監督</li> <li>• その他適用法が明確に定める分野</li> </ul>
メキシコ人または会社定款に「外国人排除条項」を定めるメキシコの法人に留保される規制業種 (外資法第 6 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連法に基づく開発銀行</li> <li>• 適用法に明確に示される専門・技術サービス提供</li> <li>• 旅客・観光・貨物国内陸上輸送（宅配便サービスを除く）</li> </ul>

（出所）外国投資法、ジェトロウェブサイトより作成

### 2. 出資規制がある業種

外国資本比率の段階（10%まで、49%まで）に応じて規制される業種が決められており、概要は図表 10-2 のとおりである。

図表 10-2 外国資本比率に規制のある業種

外国資本比率	該当業種
10%まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>協同組合</li> </ul>
49%まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>爆発物・花火・銃火器等の製造と販売等（鉱・工業活動のための爆発物購入または使用及び混合物の製造を除く）</li> <li>国内のみで流通する新聞の印刷と発行</li> <li>森林・牧畜・農業用の土地を所有する会社のTシリーズ株式（注）</li> <li>排他的経済水域漁業・沿岸漁業・淡水漁業（養魚業を除く）</li> <li>港湾総合管理業</li> <li>海運法に基づく国内航路の水先案内港湾サービス</li> <li>観光用クルーザーを除く内国海運会社（沿岸・内航路で商業用船舶操縦に従事、または港湾の建設・維持・運営に従事するもの）</li> <li>船舶・飛行機・鉄道機器の燃料・潤滑油供給</li> <li>ラジオ及び地上波テレビ放送（ただし、投資相手国内法で同業種に対し投資比率規制を行っている場合は、相互主義として49%を超えない範囲で同率とする）</li> <li>国内航空輸送、エアタクシー輸送、特別航空輸送</li> </ul>

（注） Tシリーズ株式とは、土地所有会社の株式である。

（出所）外国投資法、ジェトロウェブサイトより作成

### 3. 外資委員会の承認を要する規制業種（外国資本比率49%超の場合）

外国資本比率が49%を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種が存在する。その概要は図表10-3のとおりである。

図表 10-3 外国資本比率が49%を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種

該当業種
<ul style="list-style-type: none"> <li>曳航、係留、用船等の港湾サービス</li> <li>遠洋運輸の船舶操業に従事する海運会社</li> <li>公共飛行場の認可またはコンセッション会社</li> <li>幼稚園、小学校、中学校、高校、高等教育の私立学校サービス</li> <li>法務サービス</li> <li>公共鉄道サービスの提供とその建設・操業・管理</li> </ul>

（出所）外国投資法、ジェトロウェブサイトより作成

### 4. リチウム資源国有化に向けた法改正

2022年4月に現ロペス・オブラドール大統領が鉱業法改正案を国会に提出し、同月20日付で公布、翌日発行された。この改正により、民間企業によるリチウム産業への新規参入が規制されることとなった。具体的には、リチウム資源を公共利益として宣言し、リチウム資源は国が保有して、リチウム埋蔵地域を鉱業保護区とみなすこととなった。リチウムやほかの「戦略的鉱物」については、国が民間に与える開発コンセッションの対象から外し、リチウム資源の探査、開発、掘削、利用は国が独占することが規定された。

また、リチウムのバリューチェーンは、国営独立機関が運営、管理し、リチウム資源の埋蔵量確認や評価はメキシコ地質調査所が補佐することとなっている。この改正を踏まえ、リチウムの探査、開発、利用を独占的に管理する国営企業 LitoMX が設立されている。

この改正については、鉱区入札制度への中小鉱山企業の参入ハードルが上がったこと、民間企業がメキシコ地質サービス庁と締結できる探鉱契約の期間は最大 5 年と短いこと、鉱業権の有効期間短縮（50 年→30 年）によってプロジェクトの規模縮小と国内工業生産量の減少につながる可能性があること等、懸念の声が上がっている。

#### ひとくちメモ 9：発電事業の参入障壁及び現政権の外資に対する敵対視

エネルギー分野の国有化について、日系企業の観点から現在の AML0 政権については強い懸念を持っている。特に発電事業において、国有企業である CFE 等の保護の目的で、法律上明記していないものの実質上 CFE が優先的に電力供給できるようになっている。また、0.5MW 以上の大型発電事業に対しては発電許可が必要となり、2023 年 3 月には新型コロナウイルスで停止していた許可申請が再開したが、審査が滞っており、許可取得には実質 3 年以上かかるそうである。そのため、現地で電力分野に進出している企業は、基本的に CFE と取引を行っているか、0.5MW 以下の制限で苦戦している。

上記のような電力分野の参入障壁は外資だけでなく、現地発電事業者にも影響するものである。一方、現地ヒアリング調査によると、現政権は外資企業を敵対視している傾向が強い。スペインをはじめとした外国企業に対してできるだけ多くの税金を徴収できるようにしており、法律上は内国民化しているものの、実務上取り締まりが厳しく行われるケースも散見している。

一方、来年の大統領選で与党（MORENA）が再選された場合、立候補者であるシェインバウム氏は理系の学者であり、外資企業の経済発展に対する貢献について理解しているため、現状より敵対傾向が改善されると考えられる。